

ID: 532

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第31条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第31条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第31条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日